

金ヶ崎町版農業生産工程管理
(飼料作物)

マニュアル

平成26年12月

岩手県金ヶ崎町農林課

第1 金ヶ崎町版農業生産工程管理（金ヶ崎町版GAP）について

1 農業生産工程管理（GAP※）の目的

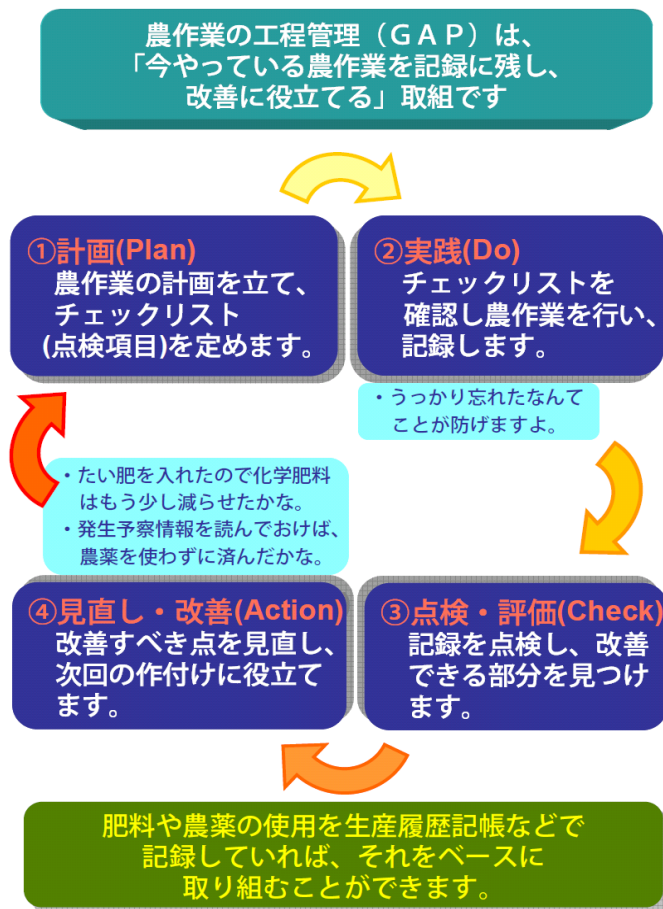
○ 自動車の運転、スポーツ、家事など、人の活動には必ず何らかの「危険」をともないます。農業生産も例外ではありません。生産物やほ場周辺の環境の汚染、農作業事故など様々な危険があります。

普段の農作業について一つ一つ点検し農業生産にともなう危険をできるだけ少なくすること（リスク管理）でこれらの事故の発生を防ぐのがGAPの取組です。（※GAP：Good Agricultural Practiceの略称）

【農業生産にともなう危険】

- ・生産物 → 農薬残留、有害微生物汚染、重金属含有 等
- ・周辺環境 → 農薬飛散、肥料養分流出 等
- ・作業員 → 農薬中毒、機械作業事故 等

○ GAPに取り組むことにより、農産物の品質向上や作業の効率化などの効果も期待できます。



2 金ヶ崎町版GAPの作成理由

1) 飼料作物の安全性

飼料作物である牧草や飼料用トウモロコシは、家畜の飼料として畜産農家等で生産され乳用牛や肉用牛に給与され牛肉や牛乳となって食料となります。

このため、飼料作物の安全性の確保は、畜産物の安全性の確保とともに私たちの健康とも密接な関わりをもっており、このことは「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第一条にも示されています。

第一条、この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

2) 飼料作物の作付面積と畜産物の生産

金ヶ崎町では、牧草地約1,400ha、飼料用トウモロコシ約160haが作付され、乳用牛約3,200頭及び肉用牛約450頭に飼料として給与され、年間に生乳約16,000 t、肉用牛約550頭が生産され畜産物として出荷され消費されています。

3) 飼料作物の栽培・調製にかかる農業生産工程管理の必要性

前述のように牧草や飼料用トウモロコシについても、当町では食品のHACCP* (Hazard Analysis Critical Control Point) と同じように栽培から調製・家畜への給与にいたるまで畜産農家はその工程について常に安全性を確保すると同時に、万が一、何らかの事故が発生した際には、その原因を明確にすることが必要と考え金ヶ崎町版GAPの作成が必要であると判断し、今回、東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、この作成に取り組んだものです。

※HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

第2 金ヶ崎町版GAPの取組方法

1 目的の確認と作業計画の作成 (Plan)

(1) 金ヶ崎町版GAPの項目の確認

金ヶ崎町版GAPの取組にあたり、まずはどのような目的と管理項目があるのか、チェックシートの目的・項目の欄を確認しましょう。

目的	項目	チェック内容
1 食品・飼料安全を主な目的とする取組み	(1) ほ場環境の確認と衛生管理	1 □ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染を防止している。
		2 □無登録農業及び無登録農業の疑いのある資材の使用を禁止している。
	(2) 農業の使用	3 □農業使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っている。
		4 □農業の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農業を使用している。
		5 □飼料用稲の場合、上記番に加え、関連通知で定める農業の種類、使用方法を守って農業を使用している。
		6 □農業散布時における周辺作物への影響を回避している。（法令上の義務）
	(3) 草地等の適正管理	7 □飼料用中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成としている。
		8 □有毒植物を除去、隔離している。
		9 □放射性物質により利用自粛となったほ場と利用自粛が解除されたほ場を区分し、それぞれ適正管理している。（震災被害対応）
	(4) 飼料の調製	10 □規格又は基準に合わない飼料添加物を使用しない。（法令上の義務）
		11 □好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製を行っている。
	(5) 収穫・調製後の飼料の管理	12 □飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存を行っている。（法令上の義務）
		13 □飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合への対応に備えている。

(2) 作業計画の作成

チェックシートの項目とチェック内容の欄を読み、具体的に何をすべきか確認した上で、自分の農作業の計画を立てましょう。

各項目とチェック内容の考え方については、参考資料を参照してください。

また、その他にも取り組むべき項目や内容があれば、チェックシートに付け加えていきましょう。

目的	項目	チェック内容
1 食品・飼料安全を主な目的とする取組み	(1) ほ場環境の確認と衛生管理	1 □ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染を防止している。
		2 □無登録農業及び無登録農業の疑いのある資材の使用を禁止している。
	(2) 農業の使用	3 □農業使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っている。
		4 □農業の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農業を使用している。
		5 □飼料用稲の場合、上記番に加え、関連通知で定める農業の種類、使用方法を守って農業を使用している。
		6 □農業散布時における周辺作物への影響を回避している。（法令上の義務）
	(3) 草地等の適正管理	7 □飼料用中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成としている。
		8 □有毒植物を除去、隔離している。
		9 □放射性物質により利用自粛となったほ場と利用自粛が解除されたほ場を区分し、それぞれ適正管理している。（震災被害対応）
	(4) 飼料の調製	10 □規格又は基準に合わない飼料添加物を使用しない。（法令上の義務）
		11 □好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製を行っている。
	(5) 収穫・調製後の飼料の管理	12 □飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存を行っている。（法令上の義務）
		13 □飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合への対応に備えている。

2 チェックシート内容の実践と生産履歴の記帳 (Do)

(1) チェックシート内容の実践

作業計画に沿って実施し、チェックシートの内容を実践するよう努めましょう。

(2) 生産履歴の記帳

各作業が終了するごとに、農薬や肥料、作業内容について、自分が、「いつ」、「どのような資材を使ったのか」、「どのような作業をしたのか」など、あとで確認できるよう、栽培管理記録簿等にしっかりと記帳しましょう。

(3) 証拠書類等の保存

栽培記録簿や購入伝票など証拠となる書類は大切に保存しておきましょう。書類の保存期間は3年が目安です。

3 栽培管理記録簿の点検・評価 (Check)

(1) チェックシートの記入

一作（または1年の作業）が終わったら、記帳した栽培管理記録簿を見ながら取り組んだ内容を点検し、チェックシートに記入します。

- ① 栽培管理記録簿を見ながらチェックシートの各内容を点検し、実践した内容（小さな□）にチェックマークをつけてください。

チェック内容	
1	<input checked="" type="checkbox"/> ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染を防止している。
2	<input type="checkbox"/> 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用を禁止している。
3	<input type="checkbox"/> 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っている。

(2) 取組の評価

- ① チェック欄に「レ」のつかなかった項目はありますか？
「レ」のつかなかった項目については、なぜ取り組むことができなかったのか、まず自分で考え、改善点を見つけましょう。
- ② 自分で考えただけでは気づかない改善点もあります。JAの生産部会等に取り組んでいる場合は、みんなでチェックシートの点検結果を検討するなど、他の人の視点も交えて改善点を考えましょう。
また、これにより産地全体としての取組の改善につなげましょう。

4 作業計画の見直し・改善 (Action)

(1) 作業計画の見直し・改善

取組の点検・評価で見つけた改善点について、次の作付けでは実行できるよう作業計画や方法を見直しましょう。

(2) 次作での実行

次回の作付けでは、「レ」がつかなかった項目（改善点）について意識して取組み、チェック欄の「レ」を増やしていきましょう。

【留意事項】

チェックシートや栽培履歴を記帳しただけでは、GAPの取組とは言えません。チェックシートに「レ」の付かなかった項目を次回の作付けで「レ」がつくよう改善していくことがGAPの取組です。

【参考資料】

1 食品・飼料安全を主な目的とする取組み		
項目	番号	取組事項
ほ場環境の確認と衛生管理	1	<input type="checkbox"/> ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染を防止している。
		【点検】 ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染を防止していればチェックできます。 【説明】 可能であれば、ほ場やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して、適切な対策をとりましょう。
農薬の使用	2	<input type="checkbox"/> 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用を禁止している。（法令上の義務）
		【点検】 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用を禁止していればチェックできます。 【説明】 無登録農薬及び農薬登録を受けておらず農薬としての効果を謳っている、又は成分からみて農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。 国内での飼養が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号があることを確認し、登録された農薬を使いましょう。
	3	<input type="checkbox"/> 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っている。
		【点検】 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っていれば、チェックできます。 【説明】 防除器具に残った農薬が別の作物に使用する農薬に混入することのないよう、以下の点に注意しましょう。 ① 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認 ② 農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄 なお、防除器具を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に散水するなどして適切に利用し、排水路や河川等に直接排水することを避けましょう。
4	<input type="checkbox"/> 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用している。（法令上の義務）	
	【点検】 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用していれば、チェックできます。 【説明】 農薬の使用の都度、容器又は包装の以下の表示内容を確認し、表示方法を守って農薬を使用することが法令上義務づけられています（ただし、⑥については努力義務）。 ①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量 ③農薬の希釈倍率 ④農薬を使用する時期（収穫前の使用禁止期間）	

		<p>⑤農作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に記録簿を確認）</p> <p>⑥農薬の有効期限（有効期限を過ぎた農薬は飼養しない）</p> <p>⑦農薬の使用上の注意</p>
	5	<p><input type="checkbox"/> 飼料用稲の場合、上記4番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用している。</p> <p>【点検】 飼料用稲の場合、上記4番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 稲に適用がある農薬は、飼料用稲に対しても使用できますが、茎葉部分を飼料とする稲発酵粗飼料や粃米のまま給与する飼料用米については、畜産物を生産する上で、その安全性が担保されていない農薬があります。このため、稲発酵粗飼料や飼料用米の安全確保に万全を期すとの観点から、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」や「飼料として使用する粃米への農薬使用について」等において、取組例が定められています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米について、出穂以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粃摺りをして玄米で給餌 ・粃米のまま、もしくは粃殻を含めて家畜に給餌する場合の出穂期以降の農薬散布の回避 ・稲発酵粗飼料用稲に農薬を使用する場合は、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」に記載された農薬の種類・使用方法による農薬を使用 等
	6	<p><input type="checkbox"/> 農薬散布時における周辺作物への影響を回避している。（法令上の義務）</p> <p>【点検】 農薬散布時における周辺作物への影響を回避していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 農薬を使用する際、適用作物（農薬のラベルに書かれている、その農薬を使用できる作物のこと）以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。この取組の一環として、農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために以下の点に留意しましょう。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ・農薬を使う際には、病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 等
草地等の適正管理	7	<p><input type="checkbox"/> 飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成としている。</p> <p>【点検】 飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成としていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「草地管理指標」において、植物と動物では必須要素及び要求量が異なることから、家畜疾病が発症しないよう、牧草中のミネラルバランスに関して以下の取組例を示しています。</p>

		<p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [K] / [Ca+Ma] (当量比) 比率の低減のための、カリウム回収率の高い放牧草地における窒素に対するカリウムの施用割合の低減又はマメ科牧草の導入 ・ Ca/P (%比) 比率を適正 (1~2) に保つための、カリウムの適正施肥 ・ 硝酸中毒の回避のための、窒素肥料、家畜ふん尿の適正施用
	8	<p><input type="checkbox"/> 有毒植物を除去、隔離している。</p> <p>【点検】 有毒植物を除去、隔離していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 家畜は通常、有毒な植物は採食しませんが、草量の不足やサイレージ・乾草に混入した場合採食することがあります。「草地管理指標(農林水産省生産局)」において、有毒植物による中毒を防止するため、以下の取組例を示しています。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワラビ等有毒植物の抜き取りによる除去 ・ 牧柵による隔離
	9	<p><input type="checkbox"/> 放射性物質により利用自粛となっているほ場と利用自粛が解除されたほ場を区分し、適正管理している。(震災被害対応)</p> <p>【点検】 放射性物質により利用自粛が継続されているほ場と利用自粛が解除されているほ場を明確に区分し、適正管理していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 利用自粛となったほ場は、利用自粛が解除されるまで、適正に肥培管理を行いましょう。 利用自粛となったほ場は、除染後の放射性物質検査で暫定許容値(100Bq/kg)又は酪農の基準値(50Bq/kg)以下であることが確認された場合に利用自粛が解除されます。</p>
飼料の調製	10	<p><input type="checkbox"/> 規格又は基準に合わない飼料添加物を使用しない。(法令上の義務)</p> <p>【点検】 規格又は基準に合わない飼料添加物を使用していなければ、チェックできます。</p> <p>【説明】 有害畜産物が生産されること、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)」において、規格・基準に合わない飼料添加物の使用は禁止されています。</p>
	11	<p><input type="checkbox"/> 好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製を行っている。</p> <p>【点検】 好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製を行っていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 飼料の調製にあたって、変質・かびの発生や異物混入等によりサイレージの</p>

		<p>安全性が損なわれないよう、「草地管理指標（農林水産省生産局）」等に、以下の取組例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈取り後速やかな詰め込み、脱気、密封 ・詰込み材料等の水分含量の調整 ・材料の細切り、踏圧等による詰込み密度の向上、気密性の確保 ・適期収穫等による材料中の可用性炭水化物の確保 ・ラップサイレージの場合には、伸張性等に優れたフィルムの選択、適切な重ね巻きの実施及びフィルムの破損・鳥害等の防止 ・反すう動物用飼料の場合、製造過程等での動物由来たん白質の混入防止等
<p>収穫・調製後の飼料の管理</p>	<p>12</p>	<p><input type="checkbox"/> 飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存を行っている。（法令上の義務）</p> <p>【点検】 飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存を行っていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第40号）」において、飼料の汚染や異物混入のための衛生的な保存が義務づけられています。</p> <p>「草地管理指標（農林水産省生産局）」、「大規模乾燥調整貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）」及び「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）」において、具体的な取組例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害な物質若しくは病原微生物に汚染され、又はこれらの疑いのある場所若しくは容器等に保管してはならない。 ・ラップサイレージは縦置き、2段重ねで、直射日光を避け、水はけの良い場所に保管。ネズミや昆虫等による食害を避けるために貯蔵場所は清潔にし、鳥害防止ネットで被覆。 ・乾燥は通風が良好で高温とならない場所に保管 ・乾燥調製貯蔵施設を利用する場合、貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃 ・反すう動物用飼料の場合、保管過程等での動物由来たん白質の混入防止等
	<p>13</p>	<p><input type="checkbox"/> 飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合への対応に備えている。</p> <p>【点検】 飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合への対応に備えていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 飼料の安全性を確保するため、飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が発生した場合には、関係機関等が緊密に連携し、原因の究明やこれらの飼料の流通防止等の措置を速やかに行う必要がある</p>

		<p>ため、以下の取組を行うこととしております。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら製造した飼料が違反飼料(又は暫定許容値以上)であることが判明し、又はその疑いがあると認められた際の速やかな行政機関への連絡 ・出荷停止、回収等の必要な措置 等
2 環境保全を主な目的とする取組み		
区分	番号	取組事項
農薬による環境負荷の低減対策	14	<input type="checkbox"/> 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製している。 <p>【点検】 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製することが必要です。</p>
	15	<input type="checkbox"/> 飼料用稲について、水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。 <p>【点検】 飼料用稲について、水田からの農薬流出を防止する対策を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 水田において農薬を使用する時は、水田からの農薬流出を防ぐため、以下の点に留意しましょう。これは、農薬の効果を最大限に発揮するためにも重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農薬のレベルに記載されている止水に関する注意事項等の遵守。なお、止水期間は1週間程度とすることが望ましい。 ②畦畔等の整備による漏水防止 ③降水量が多くなる恐れがある場合には農薬の使用を中止 等
	16	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行っている。 <p>【点検】 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行っていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要です。</p> <p>病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(農林水産省生産局 平成17年4月版)」に取組例を示しています。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫等の発生源となる植物の除去 ・病害虫に抵抗性がある品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃 等
	17	<input type="checkbox"/> 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除

		を実施している。
	18	<input type="checkbox"/> 農薬と他の防除手段を組み合わせることで防除を実施している。 【点検】 発生予察情報の利用などにより病虫害の発生状況を把握した上での防除及び農薬と他の防除手段を組み合わせることで防除を実施していれば、チェックできます。 【説明】 防除は、病虫害・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、さらに、病虫害の発生状況を把握して防除の必要性を判断するか、発生状況を把握してからでは被害のまん延が防ぎきれない病害等の場合は、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。 病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（農林水産省生産局 平成17年4月版）」に取組例を示しています。 （取組例） 次の取組のうち一つ以上を実行する。 A 発生予察情報の入手や病虫害発生状況の観察による病虫害の発生状況を把握した上で防除を行う。 B 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。また、農薬以外の防除手段としては以下の取組例がある。 a 除草用機械の利用 b その他の耕種的防除手法の導入 等
	19	<input type="checkbox"/> 農薬散布時における周辺住民等への影響を回避している。 【点検】 農薬散布時における周辺住民等への影響を回避していれば、チェックできます。 【説明】 農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときには、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないようにしなければなりません。そのため、以下の点に留意しましょう。 （取組例） ・農薬の使用量、使用回数を削減 ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向き決定 ・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前周知
肥料による環境負荷の低減対策	20	<input type="checkbox"/> 土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥を実施している。 【点検】 土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥を実施していれば、チェックできます。

		<p>【説明】 作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施に関し、「地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省）」、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（農林水産省生産局 平成17年4月版）」及び「草地管理指標（農林水産省生産局）」に取組例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備 等
	21	<p><input type="checkbox"/> 家畜ふん尿の施用に際し、堆肥化等の適正な処理を実施している。</p> <p>【点検】 家畜ふん尿の施用に際し、堆肥化等の適正な処理を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 土地利用型畜産では排出されたふん尿の全量を草地還元することが基本ですが、強害雑草の発生を増大させないよう、「草地管理指標（農林水産省生産局）」において、以下の取組例が示されています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強害雑草の死滅条件「堆肥化過程において60℃以上の温度で1週間以上」の確保
	22	<p><input type="checkbox"/> 飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施している。</p> <p>【点検】 飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 水田から濁水の流出防止に関し、「地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省）」に取組例が示されています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅水の状態での代かきの実施 ・あぜぬり、あぜシートの利用 等
	23	<p><input type="checkbox"/> 土壌のpH調整とカリ肥料を適正量施肥している。（震災被害対応）</p> <p>【点検】 土壌のpH調整とカリ肥料を適正量施肥していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 作物への放射性物質吸収を抑制するため、土壌分析を実施し、必要に応じて土壌pH調整やカリ肥料を施用しましょう。</p>
土壌の管理	24	<p><input type="checkbox"/> 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理を実施している。</p>

		<p>【点検】 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 土壌有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、また、過給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たしており、農業生産性の向上・安定化のみならず、農地土壌が有する環境保全機能の維持・向上にとっても不可欠です。 たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施に関し、「地力増進基本方針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省）」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）」に取組例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的なたい肥施用基準に即したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ・適地における不耕起栽培 ・多毛作及び輪作 ・適切な土壌改良資材の選択・施用 等
25	<input type="checkbox"/> 土壌の浸食を軽減する対策を実施している。	<p>【点検】 土壌の浸食を軽減する対策を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 土壌は降雨や強風によって浸食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壌の性質によって浸食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。 土壌の浸食を軽減する対策の実施に関し、「地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省）」、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（農林水産省生産局 平成 17 年 4 月版）」及び「草地管理指標（農林水産省生産局）」に取組例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適地における不耕起栽培、多雨期間の作業の不実施 ・土壌の透水性改善（堆肥の施用・草地管理等） ・適度の採草作業 等
26	<input type="checkbox"/> 堆肥等は暫定許容値（400Bq/kg）以下であること等を確認して使用している。（震災被害対応）	<p>【点検】 堆肥等は暫定許容値（400Bq/kg）以下であること等を確認し使用していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、400 ベクレル/kg（製品重量） （肥料等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まる水準。この水準であれば、農地への施用作業時の外部被曝が廃棄物再利用のクリアランスレベル（10 μSv/年。平成 23 年 6 月 3 日原子力安全委員会決定）を下回る。）</p>

		<p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合 2) 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合 3) 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合 <p>においては、この限りではありません。</p>
廃棄物の適正な処理・利用	27	<p><input type="checkbox"/> 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理を実施している。(法令上の義務)</p> <p>【点検】 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられており、以下の対応が必要です。 ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託</p>
	28	<p><input type="checkbox"/> 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却を回避している。(法令上の義務)</p> <p>【点検】 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却を回避していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な焼却は法令で禁止されています。</p>
	29	<p><input type="checkbox"/> 作物残さ等の有機物のリサイクルを実施している。</p> <p>【点検】 作物残さ等の有機物のリサイクルを実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 作物残さ（未利用有機物）は、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。作物残さは土づくりか、たい肥資材等に仕向けることが必要です。 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施に関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（農林水産省生産局 平成17年4月版）」に取組例を示しています。 （取組例） ・稲わらの飼料へのリサイクルの励行 等</p>
	30	<p><input type="checkbox"/> 利用自粛となった牧草等を誤って家畜に給与しないよう、適正に区分管理している。(震災被害対応)</p> <p>【点検】 利用自粛となった牧草等を誤って家畜に給与しないよう、適正に区分管理していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 暫定許容値（100Bq/kg）又は酪農の基準値（50Bq/kg）を超過した牧草等</p>

		<p>は家畜に給与できません。 (利用自肅牧草等の区分管理方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤用を防止するため、利用できる牧草等と区分して保管すること。 ・マジックやカラスプレー等により着色すること。 ・シート等で被覆し、粉じんの飛散を防止すること（ラップなどで被覆している場合は除く） ・区分管理の作業を行う場合は、放射性物質の体内への吸収のリスクを極力抑えるため、マスク、ゴム手袋、ゴム長靴を着用すること（ラップなどで被覆している場合は除く） ・賠償に備え、区分管理状況や要した経費がわかる書類や写真を保管すること
	31	<p><input type="checkbox"/> 区分管理した牧草等は、処分されるまでの間、安全に保管されている。(震災被害対応)</p> <p>【点検】 区分管理した牧草等を適正に処分するまでの間、安全に保管していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 区分管理した利用自肅牧草等は、町が設置した集中保管施設で、安全に保管しています。</p>
エネルギーの節減対策	32	<p><input type="checkbox"/> 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費を節減している。</p> <p>【点検】 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費を節減していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減に関し「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（農林水産省生産局 平成17年4月版）」に取組例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理の実施 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種を選択 ・バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用 等
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	33	<p><input type="checkbox"/> 鳥獣を引き寄せない取組み等、鳥獣による農業被害防止対策を実施している。</p> <p>【点検】 鳥獣を引き寄せない取組み等、鳥獣による農業被害防止対策を実施していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、町が鳥獣被害防止計画を作成</p>

		<p>し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進していきます。同法においては、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物の多様性の確保の点からも重要です。</p> <p>基本指針においては、生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組の実施 ・侵入防止柵の設置 ・追い払い活動や追い上げ活動の実施 <p>なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守することとしています。</p>
3 労働安全を主な目的とする取組		
区分	番号	取組事項
危険作業等の把握	34	<input type="checkbox"/> 農業生産活動における危険な作業等を把握している。
		<p>【点検】 農業生産活動における危険な作業等を把握していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)」では、農業生産活動における危険作業等の把握を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性の高い機械作業や作業環境、危険個所の把握 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備
農作業従事者の制限	35	<input type="checkbox"/> 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限をしている。
		<p>【点検】 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限をしていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)」では、適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限など就業の条件に関する事項を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診 等
服装及び保護具の着用等	36	<input type="checkbox"/> 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管をしている。
		<p>【点検】</p>

		<p>安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管をしていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）」では、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。 具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、防塵めがねや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等
作業環境への対応	37	<p><input type="checkbox"/> 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等を行っている。</p> <p>【点検】 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等を行っていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）」では、農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。 また、飼料作物の生産に特有の事項について、「サイロにおける飼料調製作業及び救護活動等にかかる安全確保について（平成 21 年 9 月 30 日付け 21 生産第 1181 号生産局畜産部畜産振興課長通知）」及び「草地管理指標（農林水産省生産局）」に取組事項が定められています。 具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・サイロにおける、換気の実施、危険表示、安全確認等の実施、適切な救護活動 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施 ・サイロの場合、硝酸態窒素を高濃度で含む材料のサイレージ調製の回避 ・くん炭化・ヘイファイヤーが懸念される場合の防止策の実施 ・ハチ等の昆虫、へびやくま等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急処置等についての確認 等
機械等の導入・点検・整備	38	<p><input type="checkbox"/> 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っている。</p>

備・管理		<p>【点検】 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行ってれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）」及び「農作業安全対策の推進について（平成 19 年 1 月 30 日付け 18 生産第 6674 号農林水産省生産局長通知）」では、機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。</p> <p>具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理 等
機械等の利用	39	<p><input type="checkbox"/> 機械、装置、器具等の適正に使用している。</p> <p>【点検】 機械、装置、器具等の適正に使用をしてれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）」では、機械、装置、器具等の適正な使用を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。</p> <p>具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック 等
農薬・燃料等の管理	40	<p><input type="checkbox"/> 農薬、燃料等を適切に管理している。（法令上の義務を含む）</p> <p>【点検】 農薬、燃料等を適切に管理してれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）」では、農薬、燃料等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。</p> <p>具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。なお、これらの中には、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき法令上の義務とされている事項を含みます。</p>

		<p>①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管</p> <p>②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示</p> <p>③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止</p> <p>④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管</p> <p>⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止</p>
施設の管理・運営体制の整備	41	<input type="checkbox"/> 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化している。
		<p>【点検】 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）」において、施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化を留意事項として示しています。</p>
事故後の備え	42	<input type="checkbox"/> 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入をしている。（法令上の義務を含む）
		<p>【点検】 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入をしていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）」では、事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。 具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。</p> <p>（取組例）</p> <p>① 死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入</p> <p>② 道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入</p> <p>③ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入 等</p>
4 農業生産工程管理の全般に係る取り組み		
区分	番号	取組み事項
技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	43	<input type="checkbox"/> 農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）を保護・活用している。
		<p>【点検】 農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）を保護・活用していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「農業の現場における知的財産取組指針（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成）」では、農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用の取組として次の例を示しています。</p> <p>（取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化

		<p>・ 秘密事項の管理規定の整備 等</p>
	44	<p><input type="checkbox"/> 登録品種の種苗を適切に使用している。(法令上の義務)</p> <p>【点検】 登録品種の種苗を適切に使用していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 優良な品種は、農業生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱です。新品種の育成には、長期にわたる労力と多額な費用が必要な一方で、育成された品種については、第三者が容易に増殖できる場合が多いことから、新品種の育成を奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者権の権利保護を行い、新品種の育成を振興しています。</p> <p>登録品種の種苗・収穫物の利用にあたっては、種苗法及び同法施行規則に基づき、以下の取扱いが義務づけられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録品種の種苗を利用（譲渡等）する場合は、権利者の許諾を得る（果樹の枝等や採取した種子を他の農家等に渡すこと（譲渡）は、有償無償を問わず種苗法違反となる。） ・ 農業を営む個人又は農業生産法人が権利者から正規に購入した登録品種の種苗を用いて自家増殖を行うことは種苗法で認められているが、栄養繁殖植物のうち、自家増殖が禁止されている 82 種類の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得る。
飼料製造業者等の届け出	45	<p><input type="checkbox"/> 飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出を行っている。(法令上の義務)</p> <p>【点検】 飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出を行っていれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 飼料の販売及び販売を目的とした製造の場合は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）」において、事前に届け出ることが義務づけられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を開始する 2 週間前までに農林水産大臣に届け出
飼料製造管理者の設置	46	<p><input type="checkbox"/> 製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合、飼料製造管理者を設置している。(法令上の義務)</p> <p>【点検】 製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合、飼料製造管理者を設置していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）」において、飼料製造管理者の設置が義務づけられています。</p>
情報の記録、保管	47	<p><input type="checkbox"/> ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。</p> <p>【点検】 製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合、飼料製造管理者を設置していれば、チェックできます。</p>

	<p>【説明】 ガイドラインでは、農業生産工程管理（GAP）に取り組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存することを推奨すべき取組としています。 具体的な取組例としては、台帳形式でのほ場の位置、面積の記録、保存があります。 なお、農作業の計画を策定するに当たって、前作の内容を考慮する場合は、ほ場の栽培履歴などの情報を逐次記録することも有効です。</p>
48	<p><input type="checkbox"/> 農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。</p> <p>【点検】 農薬の使用に関する内容を記録し、保存していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）では、農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率 また、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）」においても、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。</p>
49	<p><input type="checkbox"/> 肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。</p> <p>【点検】 肥料の使用に関する内容を記録し、保存していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）」では、肥料の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。 肥料を使用したときの記録事項の例としては次に掲げるものがあります。 （肥料の使用に関する記録事項の例） ・施用日 ・施用場所 ・施用した農作物 ・施用した肥料の名称 ・施用面積 ・施用した量 等</p>
50	<p><input type="checkbox"/> 肥料、農薬等の購入伝票等を保存している。</p> <p>【点検】 肥料、農薬等の購入伝票等を保存していれば、チェックできます。</p> <p>【説明】 過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の購入伝票等を保</p>

		存することが不可欠です。
	51	<input type="checkbox"/> 飼料の製造に関する記録を保存している。(法令上の義務) 【点検】 飼料の製造に関する記録を保存していれば、チェックできます。 【説明】 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）」において、飼料の製造年月日、飼料の製造に用いた原料の名称及び数量を記録し、保存することが義務づけられています。 ・ 飼料の製造年月日 ・ 飼料の製造に用いた原料の名称及び数量
	52	<input type="checkbox"/> 飼料の出荷に関する記録を保存している。(法令上の義務) 【点検】 飼料の出荷に関する記録を保存していれば、チェックできます。 【説明】 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、飼料の出荷の際、次の次項を記録することが義務づけられています。 ①名称 ②数量 ③年月日 ④相手方の氏名又は名称 ⑤荷姿 飼料用米の場合には、上記に加え、以下の項目の記録の保存も法令で義務づけられています。 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀についてはその用途
特定の米穀についての保管・処理	53	<input type="checkbox"/> 飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管している。(法令上の義務)
	54	<input type="checkbox"/> 飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に販売・処分している。(法令上の義務) 【点検】 飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管・販売・処分していれば、チェックできます。 【説明】 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及び同法に基づく省令において、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀について適切に保管しなければならないとしています。 ①区分保管 ②票せんによる用途の掲示 同様に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及び同法に基づく省令において、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀について適切な販売・処分を行わなければならないとしています。 ①販売・譲渡した時の転用防止対策の実施 ②廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用（食用不適米穀）